【エラーチェック済】

（その１）

# 収支報告書

平成25 年分
（　　開催分）

| | |
|---|---|
| （ふりがな） | おおしまただもりたっこまちこうえんかい |
| 1 政治団体の名称 | 大島理森田子町後援会 |
| 2 主たる事務所の所在地 | 三戸郡田子町大字遠瀬字遠瀬６５ |
| （アパート・マンション名） | |
| 3 代表者の氏名 | （姓）沢口　（名）勝 |
| 4 会計責任者の氏名 | （姓）宇藤　（名）大介 |

事務担当者の氏名

（姓）宇藤　（名）大介

（電話）0179-32-4088

（電話）

（電話）

（電話）

選挙管理委員会事務局
26.4.-1
収受

**政治団体の区分**

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

**活動区域の区分**

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

**資金管理団体の指定の有無**

- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の届出をした者の氏名（姓）（名）

**国会議員関係政治団体の区分**

- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名（姓）（名）

公職の種類（現職・候補者の別）

公職の候補者の氏名（２人目）（姓）（名）

公職の種類（現職・候補者の別）

公職の候補者の氏名（３人目）（姓）（名）

公職の種類（現職・候補者の別）

**資金管理団体の指定の期間**

から
まで

（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

**国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間**

から
まで

（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

4/

入力

(その２)

# 収　支　の　状　況

【エラーチェック済】

１　収支の総括表

| | |
|---|---|
| 収　入　総　額 | 0 |
| （前年からの繰越額） | 0 |
| （本年の収入額） | 0 |
| 支　出　総　額 | 0 |
| 翌年への繰越額 | 0 |

２　収入項目別金額の内訳

| (1) 個人の負担する党費又は会費 | |
|---|---|
| 金　額 | 0 |
| 員　数（党費又は会費を納入した人の数） | 0 |

| (2) 寄　附 | | |
|---|---|---|
| ア　寄附(イを除く。)の区分 | 金　額 | 備　考 |
| (ｱ) 個人からの寄附 | 0 | |
| （うち特定寄附） | 0 | |
| (ｲ) 法人その他の団体からの寄附 | 0 | |
| (ｳ) 政治団体からの寄附 | 0 | |
| 小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ) | 0 | |
| (寄附のうち寄附のあっせんによるもの) | 0 | |
| イ　政党匿名寄附 | 0 | |
| 合　計　（ア ＋ イ） | 0 | |

(その17)

# 資産等の状況

【エラーチェック済】

1　資産等の総括表

| 資産等の有無 | | | |
|---|---|---|---|
| 資産等の項目別区分 | 有 | 無 | 備考 |
| ア　土地 | ☐ | ☑ | |
| イ　建物 | ☐ | ☑ | |
| ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | ☐ | ☑ | |
| エ　取得の価額が100万円を超える動産 | ☐ | ☑ | |
| オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。） | ☐ | ☑ | |
| カ　金銭信託 | ☐ | ☑ | |
| キ　有価証券 | ☐ | ☑ | |
| ク　出資による権利 | ☐ | ☑ | |
| ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 | ☐ | ☑ | |
| コ　支払われた金額が100万円を超える敷金 | ☐ | ☑ | |
| サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利 | ☐ | ☑ | |
| シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 | ☐ | ☑ | |

【エラーチェック済】

(その20)

# 宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

□　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年　3月　31日

政治団体の名称　大島理森田子町後援会

会計責任者の氏名　宇藤　大介　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)